国内旅行傷害保険 ●ご契約のしおり●

普通保険約款•特約

- この「ご契約のしおり」は、国内旅行傷害保険について、重要な事 項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してくだ さい。
- 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他 の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それ ぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上 の責任を負います。
- 弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は、保険契約の締結の 代理権および告知受領権を有しておりますので、ご締結いただいて 有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。 なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険 料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務 も行っております。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく 代理店または弊社社員におたずねください。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20

【保険に関するご質問・ご相談・ご連絡窓口】 ●電話番号はおかけ間違えのないように●

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災お客さまセンター 0120-228-386

*携帯雷話・PHSからもご利用になれます。

●平 日 午前9:00~午後6:00 ●土日祝 午前9:00~午後5:00

※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災 セイフティ24コンタクトセンター

24時間・365日 受け付けております。 0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災お客さまの声室

0120-246-145 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

午前9:00~午後7:00

※年末年始を除きます。

午前9:15~午後5:00 (12月30日~1月4日を除きます。)

※電話料金はお客さま 負担となります。

◆ 目 次 ◆

国内旅行傷害保険 重要事項説明書

用語のご説明

契約机	既要のご説明
1.	商品の仕組みおよび引受条件等
1	商品の仕組み
2	補償内容
3	ご希望によりセットできる主な特約とその概要
4	保険期間
5	引受条件(保険金額等)
2.	保険料
	保険料の払込方法
	満期返れい金・契約者配当金
5.	解約返れい金の有無
注音	
	ターリングオフ(契約申込みの撤回等)について
	告知義務等
1	契約締結時における注意事項(申込書の記載上の注意事項)
2	契約締結後の留意事項
3	保険金額の累積による解除について
-	重大事由による解除
4.	保険責任開始期
5.	主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)
6.	解約と解約返れい金
7.	保険会社破綻時等の取扱い
8.	事故が発生した場合の手続
	既要・注意喚起情報のほか、ご注意いただきたいこと ····································
	で契約時にご注意いただきたいこと
	ご契約後にご注意いただきたいこと

普通保険約款・特約

ご契約の保険証券の特約欄または保険金額欄に下表「略称」欄の記載がある場合、その特約がセットされています。

特約名称	略称	掲載頁
国内旅行傷害保険特約	国内旅行傷害保険特約	15
個人賠償責任特約(国内旅行傷害保険用)	個人賠責	16
賠償事故解決特約(国内旅行傷害保険用)	賠償事故解決	18
携行品特約(国内旅行傷害保険用)	携行品	19
救援者費用等補償特約(国内旅行傷害保険用)	救援者費用	21
遭難捜索費用特約	遭難捜索費用	23
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	死亡・後遺・入院・手術のみ支払	24
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	死亡・後遺障害のみ支払	24
入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	入院・手術・通院のみ支払	24
入院保険金および手術保険金のみの支払特約	入院・手術のみ支払	24
天災危険補償特約	天災危険	24
旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約特約	旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約特約	24
運動危険補償特約	運動危険	24
包括契約特約(毎月報告・毎月精算用)	包括 (毎月、毎月)	25
包括契約特約(毎月報告・一括精算用)	包括 (毎月、一括)	25
包括契約特約(一括報告・一括精算用)	包括 (一括、一括)	25
クレジットカード払特約	クレジットカード払	26
通信販売特約(国内旅行傷害保険用)	通信販売	26
企業等の傷害保険金受取特約	企業等傷害保険金受取	26
企業等の災害補償規定等特約	災害補償規定等特約	26
共同保険特約	共同保険	27
テロ危険補償特約	(この特約は全ての保険契約にセットされます。)	27
保険料払込猶予特約	・ (この特約は特定の要件*を満たす保険契約にセットさ	27
保険責任期間延長特約		27
保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用)	れます。) ※巻末をご参照ください。 	27

国内旅行傷害保険 重要事項説明書

契約概要のご説明

- ●ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、 お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- ●本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- ●お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けておりますので、必ずご確認ください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

この保険は、被保険者が、国内旅行の目的をもってご自宅を出発されてからご自宅に帰着されるまでの間において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合などに保険金をお支払いします。

2 補償内容

(1) 主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)

お支払いする主な保険金は次のとおりです。セットする特約により、下記の支払事由が制限または拡大されることがあります。詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

IN THE PART OF THE			
保険金の種類	主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)		
	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額を		
死亡保険金	お支払いします。		
70 C PNPX III	(注) 保険期間中の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から		
	既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。		
	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額		
	×保険金支払割合※]をお支払いします。		
後遺障害保険金	※後遺障害の程度に応じて普通保険約款別表 3 に定める保険金支払割合(4 %~ 100 %)		
及退降古体陕亚	(注1)お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。		
	(注2)既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金		
	支払割合※を控除して保険金をお支払いする場合があります。		
入院保険金	ケガにより入院された場合に、[入院保険金日額×入院日数] をお支払いします。ただし、事故の発生の日からそ		
八阮休陕亚	の日を含めて 180 日以内の入院に限ります。		
	ケガの治療のため所定の手術※を受けられた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。ただし、1事故につ		
	き事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります。		
	① 入院中に受けた手術の場合		
	入院保険金日額× 10 倍=手術保険金の額		
	② ①以外の手術の場合		
工作归际人	入院保険金日額×5倍=手術保険金の額		
手術保険金	※所定の手術とは、次のAまたはBをいいます。		
	A. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(列挙され		
	ている手術は、公的医療保険制度を利用していない場合であっても、保険金のお支払い対象となります。)		
	ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復国		
	定術および授動術、抜歯手術を除きます。		
	B. 先進医療に該当する手術		
	ケガにより通院(通院に準じた状態※および往診を含みます。)された場合に、[通院保険金日額×通院日数]をお		
*************************************	支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院に対して、90 日を限度とします。		
通院保険金	※骨折、脱臼、靱帯損傷等で、普通保険約款別表4に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常		
	時装着した状態をいいます。		
L			

(2) ◆主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

この保険では、次のケガ等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- ① 病気・心神喪失等およびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをされた場合など)
- ② 妊娠・出産・早産を原因としたケガ
- ③ 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ
- ④ スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど、特に危険度 の高いスポーツ中のケガ など

3 ご希望によりセットできる主な特約とその概要

この保険にセットできる主な特約とその概要を記載しています。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

この体験にピットできる主体は前にての概要を記載しています。計しては、収別で生活・古来に見まての同い自わせてたさい。			
特約の名称	概 要		
個人賠償責任特約	偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 (注1)損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注2)この特約には「賠償事故解決特約(国内旅行傷害保険用)」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として弊社で行います。		
携行品特約	被保険者が携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合に、携行品1つ(1 組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として時価額または修繕費をお支払いします。 (注1)1 回の事故につき、保険証券記載の免責金額(3,000円)はご自身で負担いただきます。 (注2)お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、携行品保険金額が限度となります。		
救援者費用等補償特約	以下の事由に該当した場合に、ご契約者、被保険者および親族の方が支出された費用(注)をお支払いします。 ・事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合または継続して 14 日以上入院された場合 ・被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ・事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 など (注)対象となる費用の詳細につきましては、特約をご参照ください。		

◆特約をセットする場合のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約 に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

4 保険期間

この保険の保険期間は1か月以内で、かつ、旅行期間にあわせてご設定ください。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

5 引受条件(保険金額等)

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご 契約いただく保険金額については、申込書等にてご確認ください。

- (1) 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- (2) 入院保険金日額、通院保険金日額にはそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
- (3) 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。
- (4) 死亡に関する保険金額は、次の①、②のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約と合算して 1,000 万円が限度となります。
- ①満 15 歳未満の方を被保険者とする場合
- ②被保険者の同意を得ていない場合(ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。)
- (注) ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- (5)被保険者の年齢によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等により決定されます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書等にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料はご契約と同時に全額をお支払いただきます。

なお、特定の代理店・営業社員につきましては、クレジットカード払をご選択いただくこともできます。詳しくは、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでお問い合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還いたします。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

ご契約いただくお客さまへのお願い

ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

注意喚起情報のご説明

- ●ご契約に際してお客さまにとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- ●本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- ●お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けておりますので、必ずご確認ください。

1 . クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

この商品は、ご契約のお申込み後のクーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

2. 告知義務等

- 1 契約締結時における注意事項(申込書の記載上の注意事項)
- (1) ◆告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社が質問する重要な事項について事実を正確に回答していただく義務(告知義務)があります。申込書の告知事項について記載がなかったり、記載内容が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

【告知事項】他の同種の保険契約・共済契約の有無。有の場合は、その金額

(2) ◆死亡保険金受取人の指定・変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を死亡保険金受取人とされる場合または死亡保険金受取人を変更される場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままご契約をされた場合で、死亡保険金受取人が法定相続人以外の場合は、保険契約は無効となります。

- 2 契約締結後の留意事項
- (1) ◆被保険者による保険契約の解除請求

ご契約者と異なる方を被保険者とする契約において、この保険契約の被保険者となることについて同意をしていなかった場合など一定の条件に該当するときは、その被保険者はご契約者に対してこの保険契約の解除を求めることができます。被保険者からの解除の請求があった場合には、ただちに取扱代理店・営業社員までご通知ください。

(2) ◆その他ご連絡いただきたい事項

ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡くだ さい。

- 3 保険金額の累積による解除について
- ◆他の保険契約との重複により保険金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態となった場合、弊社はこの保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 重大事由による解除

- ◆次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約の全部または一部を解除させていただくことや保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせた場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

4. 保険責任開始期

- (1) ◆保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まります。
- (2) ◆保険料は、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、ご契約の取扱代理店・営業社員が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

5. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

- ◆この保険では、次のケガ等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。
- ① ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によるケガ
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為などによるケガ
- ③ 戦争、外国の武力行使、暴動等によって生じたケガ
- ④ 核燃料物質等によって生じたケガ
- ⑤ 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
- ⑥ むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

6.解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還いたします。なお、返還される保険料は、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

7.保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。この保険契約は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますが、全額補償されるものではありません。

保険金、解約返れい金等は原則として次の割合で補償されます。

保険金		解約返れい金
補償割合	100 % (破綻後3か月以内の事故) 80 % (破綻後3か月経過後の事故)	80 %

詳しくは、弊社ウェブサイト(http://www.fujikasai.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店・営業社員までお問い合わせ下さい。

8 . 事故が発生した場合の手続

- (1) この保険契約で保険金をお支払いする事故が発生したときは、30 日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ 24 コンタクトセンターまでご連絡ください。
- (2)被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人(親権者、成年後見人等)がいらっしゃらない場合に、次の①~③の方により保険金を請求いただくことができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - ② 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(①の配偶者がいらっしゃらない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合)
 - ③ ①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族(①、②の方がいずれもいらっしゃらない場合または①、②の方いずれにも保険金を請求できない事情がある場合)
- (3) 賠償責任に関する特約をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者の方から損害賠償請求を受けられた、または訴訟された場合は、ただちにご連絡ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (4) 保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますので、注意してください。
- (5) 保険金を請求する際には、次表のうち弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって 必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書など
請求権者であることの確認	戸籍謄本など
保険事故発生の確認	交通事故証明書など
損害額の確認	診断書など
被保険者であることの確認	健康保険証(写)、住民票、従業員証明書など
その他	同意書 (医療機関照会用)、運転免許証 (写) など

弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて 30 日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、普通保険 約款・特約に定めております特別な調査等が必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

契約概要・注意喚起情報のほか、ご注意いただきたいこと

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1)保険料お支払いの際は、「クレジットカード払特約」をセットされた場合を除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- (2) 弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- (3) ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- (4) 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結時および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。
 - (注)具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っております。
- (5)「お客さまに関する情報のお取り扱い」に関するご説明を申込書「お客さま控」の裏面に記載しておりますのであわせてお読みください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) 包括契約にてご契約いただく場合の保険料は「暫定保険料」となっております。毎月一定日(または保険契約満了後)までに確定した人数等の報告をしていただき、それに基づいた「確定保険料」と「暫定保険料」との差額を精算いただきます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- (2) ご契約者は、被保険者が死亡されるまでは、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、弊社へのご通知が必要となり ます。また、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

用語のご説明

この説明書において使用している用語のご説明です。(50音順に記載しています。)

用語	
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

この約款において、次の用語の息味は、それぞれ次の定義によります。			
用語	定義		
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認め られる異常所見をいいます。		
医科診療報酬 点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められ ている医科診療報酬点数表をいいます。		
危険	傷害の発生の可能性をいいます。		
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。		
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。		
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 (大正 11 年法律第70号) ② 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済結 (昭和 87 年法律第245号) ⑥ 船員保険法 (昭和 14 年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第80号)		
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項と することによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。		
歯科診療報酬 点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められ ている歯科診療報酬点数表をいいます。		
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時以降失う ことをいいます。		
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。		
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2) に該当する診療行為(注3) (注1) 歯科診療积動点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても与質定対象として列挙されている診療行為(注7) もいる診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。(注2) 手術を受けた時点において、厚生労働を告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものに限2) 手術を受けた時点において、ア生労働を告示に基づきをいいます。ただし、先進医療でとに別に事務大臣が定める。設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注3) 治療を直接の目的をして、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。		
乗用具	ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに 注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射 および温熱療法による診療行為を除きます。 自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービル		
	その他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。		
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである 他の保険契約または共済契約をいいます。		
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいい ます。		
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受ける ことをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療		

1	
	器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に 医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または 通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者 (注) をいいます。 (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日に遡って失う ことをいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故 (注)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。 (注)以下「事故」といいます。
- (2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入 吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性 食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 第3条(保険金を支払わない場合-その1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を 支払いません。

① 保険契約者(注1) または被保険者の故意または重大な過失

- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死 亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取 るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

- ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができな いおそれがある状態で自動車等を運転している間
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医 療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるもの である場合には、保険金を支払います。
- 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(注4)
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ いて生じた事故
- ③ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行す るその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の 業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著 しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合で あっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状 の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注)いわゆる「むちうち症」をいいます。 第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に 対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保 険者がその職業に従事している間

被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記りに該当する場合を除き、 自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる 方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除 き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間につい

ては、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動 車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車

等を使用している間 第5条 (死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結 果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金 額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控

除した残額とします。

- (2) 第32条 (死亡保険金受取人の変更)(1) または(2) の規定により被保険者の法 定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社 は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場 合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結 果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、 次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

別表3に掲げる各等級の後

保険金額 × 遺障害に対する保険金支払 = 後遺障害保険金の額

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日 を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日 を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定 して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺 障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれそ の相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次

の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後

遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あ るときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合 ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が

2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険 金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が 上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合としま す。

(4) ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたこと によって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割 合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表3に掲げる加重後の後 する保険金支払割合

既にあった後遺障害に 遺障害に該当する等級に対 - 該当する等級に対する = 適用する割合 保険金支払割合

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額 は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条(入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結 果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保 険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数(注) = 入院保険金の額

(注) 180 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日から

その日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓 器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」と の判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみな される処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療

の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3)被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受け られる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いませ

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または 診療所において、第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手 術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支 払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります(注1)。

① 入院中(注2)に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

(注1) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によ ります。

(注2) 第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結 果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保 険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数(注) = 通院保険金の額

- (注) 90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日から その日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (2)被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別 表 4 に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 (注) を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
 - (注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをい います。
- (3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われ るべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4)被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受け られる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いませ *ん*∘

第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場 合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日 を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船 舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体 の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった 事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場 合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を 受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷 害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時 に終わります。
- (注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対 しては、保険金を支払いません。

第12条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当 会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、 故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告 げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除する ことができます。

- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (2)に規定する事実がなくなった場合
 - 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失 によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷 害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社が これを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂 正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会 社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経 過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が事実を告げることを妨げた場合
 - 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、事実を告げないことまたは事 実と異なることを告げることを勧めた場合
 - (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場 合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合 を含みます。
- (4)(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。こ の場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求する ことができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用し ません。
- (6)(3)⑤および⑥の規定は、(3)⑤および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかっ たとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告 げたと認められる場合には適用しません。
- 第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務)
- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、 保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりませ
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業 に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1) また は(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前 料率(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注3)が あった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注 1) に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 - (注1)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
 - (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3)(1) または(2)の変更の事実をいいます。
- (4)(3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の 原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金 を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職 務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。 (注)(1) または(2)の変更の事実をいいます。
- (5)(3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害に ついては適用しません。
 - (注)(1) または(2)の変更の事実をいいます。
- (6)(3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保 険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注1)(1) または(2) の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険 契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (6) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が 生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、 保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。
- (注)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- 第14条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が 保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、 遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第15条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得 させる目的をもって保険契約を締結した場合
- 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定め る場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。 (注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
- 第16条(保険契約の失効)
- 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。
- 第17条 (保険契約の取消し)
 - 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会

社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもっ て、この保険契約を取り消すことができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。

第19条(重大事由による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面 による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約 に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせよ うとしたこと。
 - 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求 について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること

 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与 をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、ま たはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られること
 - 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、 通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がも
 - たらされるおそれがあること。 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取 るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対す
 - る信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。 (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みま す。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。 ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

 - 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アか らオまでのいずれかに該当すること。
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合 であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤ま での事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発 生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場 合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求 することができます。
 - (注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をい います。
- (注2)(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のう ち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。 第20条(被保険者による保険契約の解除請求)
- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するとき は、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求める ことができます。
 - この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する 行為のいずれかがあった場合
 - 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいず れかに該当する場合
 - 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④ま での場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約 (注) の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契 約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1) に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)
 - を解除しなければなりません。 (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3)(1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であ ることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。 (4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞な く、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- 第22条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務 等の場合)
- (1) 第12条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保 険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料 率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必 要があるときは、当会社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づ き、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割 をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務)(1) または(2)の変更 の事実をいいます。
- (注2)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注4)保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)または(2)の変 更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠っ た場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除 することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間 内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保 険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、 既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保 **険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があっ** た後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3) に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 - (注1) 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1) または(2)の変更 の事実をいいます。

 - (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。 (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契 約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合 において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後 の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求しま す。
- (7)(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対し て、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事 故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第 15条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を 返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算し た保険料を返還します。ただし、第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を 支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。 第24条 (保険料の返還-取消しの場合)

第17条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合に は、当会社は、保険料を返還しません。

第25条(保険料の返還-解除の場合)

- (1) 次に掲げる規定のいずれかにより、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社 は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 - 第12条(告知義務)(2)
 - 第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (6)
 - 第 19 条 (重大事由による保険契約の解除)(1)
 - 第22条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する 通知義務等の場合)(3)
- (2) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契 約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期
- 料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。 (3) 第19条(重大事由による保険契約の解除)(2) の規定により、当会社がこの保険 契約(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した 保険料を返還します。
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者が この保険契約 (注) を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別 表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。 (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (5) 第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこ の保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表 5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に 返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第26条(事故の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被 保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその 日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければ なりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなけ ればなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した 場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方 不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭 難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知って いる事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使するこ とができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時

ア. 被保険者に後遺障害が生じた時

- イ. 事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時
- 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア. 被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入 院が終了した時
- イ. 事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時
- 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術 を受けた時
- 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア. 被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
- イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
- ウ. 事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6 に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受ける べき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書 類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理 人として保険金を請求することができます。
 - 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情 がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内
- (注) 第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険 金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支 払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保 険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出 または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が 求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場 合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い ます。
 - 1 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合
 - (3) 提出書類(注)または証拠を偽造しまたは変造した場合
 - (注)(2)、(3) または(5) の書類をいいます。

第28条(保険金の支払時期)

- (1)当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を 支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生 の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われ ない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との 関係、治療の経過および内容
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める 解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - (注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による 手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

- (1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から②までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用された災害の被災地域における (1) ①から④までの事項の確認のための調査 60 日
- (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段が ない場合の日本国外における調査 180日
- (注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者また は保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じな かった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2) の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- 第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)
- (1) 当会社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1) の規定による診断または死体の検案(注1) のために要した費用(注2) は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2)収入の喪失を含みません。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条(死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その 旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4)(3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7)(2) および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保 険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第33条 (保険契約者の変更)

(1)保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡 時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利お よび義務が移転するものとします。

第34条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合 は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、 代表省は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条(契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会 (注) に登録します。
 - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - 被保険者の同意の有無
 - ④ 死亡保険金受取人の氏名
 - ⑤ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑥ 保険期間
 - ⑦ 当会社名
 - (注) 以下「協会」といいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約 の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4)協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第36条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用 します。

第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合-その2)①の運動等

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロック クライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、 パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 第4条(保険金を支払わない場合-その2)②の職業

オートテスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、 モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラー ゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (注1) テストライダーをいいます。
- (注2)動物園の飼育係を含みます。
- (注3) レフリーを含みます。

別表3 後遺障害等級表

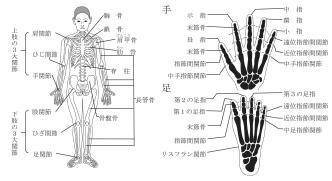
等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(1) 両眼が失明したもの (2) 望しゃくおよび言語の機能を廃したもの	XIAUU
第1級	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に 介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要 するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (7) 両下肢をひで関節以上で失ったもの (7) 両下肢をひで関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100 %
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式 試視力表によるものとします。以下同様とします。)が 0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時 介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要 するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89 %
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身 労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78 %
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節にそしてものとは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69 %
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの(6) 1上肢の用を全廃したもの(7) 1下肢の用を全廃したもの(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59 %
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 値しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50 %
	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6 以下になったもの(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない4程度になったもの(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	

第7級	(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は東節骨の半分以上、マレロを制度が関節もしくは近位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1のをいいます。以下同様とします。) (12)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの	42 %
第8級	(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02 以下になったもの(2) 脊柱に運動障害を残すもの(3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの(4) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの(5) 1 下肢を5 cm以上短縮したもの(6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの(7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの(8) 1 上肢に偽関節を残すもの(8) 1 上皮に偽関節を残すもの(9) 1 下肢に偽関節を残すもの(10) 1 足の足指の全部を失ったもの	34 %
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では音ができる労務が相当な程度に制限されるもの (10) 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に問限されるもの (11) 1年の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の足指の全部の用を廃したもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残す	26 %
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの(2) 正面視で複視を残すもの(3) 唱しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの(4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの(8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの(11) 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20 %

(1) 両眼の眼球に著しい週節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 育柱を影を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支御があるもの (1) 1 眼の眼球に著しい週節機能障害または運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補縁を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、胸骨、肩胛骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残ずもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残ずもの (10) 1手の小指を失ったもの。(11) 1足の第1の足指を失ったものに第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの(11) 1足の第1の足指を失ったもの。第2の足指を会み2の足指を失ったものの(12) 1足の第1の足指をは大き残すもの (12) 1足の第1の足指を大き交換であるとは関野変状を残ずもの (14) 外貌に醜状を残ずもの (15) ち歯以外で複視を残すもの (1 1) 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (1 1) 目眼の諸正視力が0.6以下になったもの (1 1) 目のほのは発症状を残ずもの (1 1) 1足の第1の足指を見したもの。第2の足指を関することができない発度になったもの (1 1) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (1 1) 1限のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残ずもの(1 1 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(1 1 1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはがを残ずもの(2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
(2) 両眼のまぶたに著しい変調障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい次損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では当通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指。中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支質があるもの (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 銷骨・胸骨・角骨 または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (10) 1手の示第2の足指を失ったもの。 (11) 1足の第1の足指または境間の用を廃したもの (11) 1足の第1の足指または第3の足指以下の3の足指を失ったもの。 (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑菌状を残すもの (14) 外貌に頑強状を残すもの (14) 外貌に頑強状を残すもの (15) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (16) 1 即のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (17) 1 下肢の着に関語を残すもの (18) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。 (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。 (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。 (12) 1足の第2の足指の用を成したもの (13) 1耳の環境の上をもの。第2の足指の用を廃したもの。(11) 1足の第2の足指の用を成したもの。(11) 1足の第2の足指の用を成したもの。(11) 1足の第2の足指の用を成したもの。(11) 1足の第3の足指の間を成したもの。(11) 1服のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはがを残すもの (5) 下肢の第3の足指の用を成したもの。(5) 下肢の弱出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの。(6) 1手の母指の以外の手指の指向かあとを残すもの。(7) 1手の母指の以外の手指の指向かあとを表すもの。(7) 1手の母指の以外の手指の指面でが失ったもの。(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの。(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの。(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの。(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの。(8) 1足の第3の足指以下の1まには2の足ができないなどがで			
(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 育柱に変形を残すもの (8) 1手の宗指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の定指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの (1) 1 即の眼球に著しい運動障害を残すもの (2) 1 即の眼球に著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補級を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を失うたもの。 (9) 1手の小指を失うたもの。 (11) 1足の第2の足指を失ったもの。 (12) 1足の第1の足指を失ったもの。第2の足指を会み2の足指を失ったもの。 (12) 1足の第1の足指を決すもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (15) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (16) 1 無のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残ずもの (17) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの。 (18) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの。 (19) 1下肢を1 に附上短縮したもの。 (10) 1足の第2の足指の用を廃したもの。 (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。第2反足指を失ったもの。(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。(11) 1足の第2の足指を残すもの (12) 1 即のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (13) 1耳の時としたもの。第20足指を失ったもの。(14) 上肢の第20足指の用を廃したもの。第20足指を失ったもの。(15) 下肢を1に対し歯科補綴を加えたもの。(16) 1足の第2の足指の用を廃したものまたは第3の足指り外の手指の指骨の一部を失ったもの。(17) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの。(18) 1耳の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの。(19) 1下肢を3の足指以外の手指の遺位指節間関節を屈伸することができなくなったもの。(18) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの。(19) 1下肢の胃に対しが高性骨の一部を失ったもの。(19) 1下皮を1のよりを残すもの。(19) 1下皮を1のは関性の変したもの。(19) 1下皮を1のは関性の変したもの。(19) 1下皮を1のは関性の変したもの。(19) 1耳の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの。(19) 1耳の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの。(19) 1耳の母指以外の手指の指骨の上肢の違しを残ずもの。(19) 1耳の母指以外の手間の諸では対しれどのよりに対しれているに対しれているに対しれているに対しに対しれているに対しないのは対しれているに対		(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
(6) 1 耳の聴力が 40cm以上の距離では普通の話声を解する ことができない程度になったもの (7) 育柱に変形を残すもの (8) 1 手の宗指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第1の足指含含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの (1) 1 眼の眼球に著しい週勤機能障害または運動障害を残 すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補縁を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、筋骨、肩胛骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (7) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下板の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の小指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第1の足指またはを残すもの (12) 1 足の第1の足指またはを残すもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に臓状を残すもの (14) 外貌に臓状を残すもの (15) 「眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (16) 1 眼の場正視力が 0.6 以下になったもの (17) 1 手の母指の指令の一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) ち歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すしの (7) 1 手の母指の用を廃したもの 第2の足指を内の指の目をの一部を失ったもの (1) 1 足の第2の足指の用を廃したもの 第2の足指の用を廃したもの 第2の足指の目を廃することができない程度になったもの (1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (1) 1 取のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (1) 1 耳の時の上に対し歯科補綴を加えたもの (1) 1 取の者のと指の用を廃したもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の暗力が1 m以上の距離では小声を解することができないなものの、(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きなの臓いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きなの臓いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きなの臓いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第3の足指の用を廃し		(5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することが	
(8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な 程度の支障があるもの (1) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残し、労務の (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の小指を失ったもの (11) 1 足の第2の足指を失ったもの (11) 1 足の第2の足指を失ったものの (12) 1 足の第1の足指または使の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑怙がを残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (15) 1 国の矯正視力が0.6以下になったもの (16) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (17) 1 甲の小指の用を廃したもの (18) 1 王の小指の用を廃したもの (19) 1 下放り (14) 上短衛を残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの 第2の足指の用を廃したもの (11) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1 足の第3の足指の用を廃したもの第2の足指の用を廃したもの第2の足指の用を廃したもの (3) 1 耳の時が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (5) 下肢の骨指以外の手指の適性指節間関節を屈伸することができない程度になったもの (5) 下肢の骨指以外の手指の適性指節間関節を屈伸することができなくなったもの (6) 1 手の母指以外の手指の遺性指節間関節を屈伸することができなくなったもの (15) 下肢の骨指以外の手指の遺性指節間関節を屈伸することができなくなったもの (15) 下肢の骨指以外の手指の遺性指節間関節を屈伸することができなくなったもの (15) 下肢の骨指以外の手指の遺性指節間関節を屈伸することができなくなったもの (15) 下肢の胃は以外の手指の遺性指節間関節を屈伸することができなくなったもの (15) 下肢の胃は以外の手間の遺性指節間関節を屈伸することができないたもの (15) 下肢の胃は以外の手間の関節を原性の (15) 下肢の露出間に手のひらの大きさの酸いあとを残すもの (15) 下肢の腎臓が脱れに手を関することができないないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに	第11級	(6) 1耳の聴力が 40cm以上の距離では普通の話声を解する ことができない程度になったもの	15 %
程度の支障があるもの		(8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの	
(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を浸損したもの (5) 鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の小指を失ったもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものま第2の足指を高み2の足指を失ったもの。(12) 1足の第1の足指または使の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (11) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で残損を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。第2の足指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。第2の足指の用を廃したもの (11) 1即のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の節離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の遺骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遺骨が配け関関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの			
(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を会み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 内臓のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1で叫以上短縮したもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの。 (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。第2の足指の用を廃したもの。第2の足指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの。第2の足指の用を廃したもの (1) 1 目のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (1) 1 目のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはがを残すもの (1) 1 手の母指の出るとものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (1) 1 手の母指以外の手指の過では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の遺位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (7) 1手の母指以外の手指の遺位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの			
(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の小指を失ったもの (11) 1足の第2の足指を含み2の足指を含み2の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または増加用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に臓状を残すもの (14) 外貌に臓状を残すもの (14) 外貌に臓状を残すもの (14) 外貌に臓状を残すもの (14) 内眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補緩を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手のみ指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (11) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第3の足指以下の1または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの。第2の足指を戻ったもの (11) 1足の第3の足指以下の1または第3の足指以下の3の足指の用を廃したものがよりできないまともの (1) 1取のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の時力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (7) 1手の母指以外の手指の遺位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
(6) 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の小指を失ったもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの。 (12) 1足の第1の足指を大ったものの (12) 1足の第1の足指を大ったものに (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (15) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野疾率または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm以上短縮したもの (9) 1 下肢を 1 cm以上短縮したもの (10) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指の用を廃したものは1) 1 足の第2の足指の用を廃したものまたは第3の足指の用を廃したもの (1) 1 財のよぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (3) 1 耳の時力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (7) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の指令の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遺位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (7) 1月の母指以外の手指の指面で 1または2の足指の用を廃したもの (7) 1月の母指以外の手指の指面で 1または2の足指の用を廃したもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (15) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (15) 1足の第3の足指の用を廃したもの (15) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (15) 1足の第3の足指の用を原したもの (15) 1足の第3の足は150円を (15) 1足の音3の足は150円を (15) 1足の第3の足は150円を (15) 1足の音3の足は150		(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の小指を失ったもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または環指の用を廃したもの (12) 1足の第1の足指またはの4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (2) 1眼に半盲症、視野疾等または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼の基本を受けるの (4) 両眼の場下に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部横器の機能に障害を残すもの (7) 1手の引指の指令の一部を失ったもの (10) 1足の第3の足指の用を廃したもの (10) 1足の第3の足指の用を廃したもの (11) 1足の第3の足指の用を廃したもの、第 15の母指の別を廃したもの、第 15の母指の別を廃したもの、第 2の足指を失ったもの (11) 1足の第3の足指の用を廃したもの、第 2の足指の用を廃したものが (11) 1足の第3の足指の用を廃したものを発するの足指の用を廃したものを発すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の時力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの とができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの			
(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2 の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を 失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを 残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第3の足指以下の1または第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの。 (11) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の時力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下時の暑指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を発したものとができなくなったもの	第 12 級	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	10 %
の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (15) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の外指の指骨の一部を失ったもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を含み2の足指の用を廃したもの、(10) 1足の第3の足指の用を廃したもの、(10) 1足の第3の足指の用を廃したもの、第3年を対してのよりに対してのようなができない程度になったもの (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の時力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のむらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のむらの大きさの醜いあとを残すもの (7) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの	
(12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの (1) 1 眼の矯正視力が0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を1 cm以上短縮したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの、第2の足指の下の3の足指の用を廃したものが (11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものが (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の時力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下段の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (14) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (15) 下段の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (15) 下段の露出面に手のひらの大きさの鬼いないないないないないないないないないないないないないないないないないないな		の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を	
(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの。第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの。第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの。第2の足指の下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指の下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指の下の3の足指の用を廃したものを残すもの (1) 1駅のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の畸力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下段の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (7) 1手の母指以外の手指の遺位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの	
(3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの。 (1) 1限のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の時力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きされのことができない程度になったもの (1) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (1) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (1) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (1) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (2) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		さく	
(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの。 (1) 1限のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の時力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下段の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下身の皆指以外の手指の遺位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを	
(7) 1手の州指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの。 (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含 み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3 の足指の用を廃したもの (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげ を残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することが できない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の霜出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の霜出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下皮の露出面に手のむらの大きさんの醜いあとを残すもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃し たもの	第 13 級	(7) 1手の小指の用を廃したもの	7 %
(11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものにり、またはまつげはげを残すもの(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの(3) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの(8) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(9)1下肢を1cm以上短縮したもの	
の足指の用を廃したもの (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補緩を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含	
を残ずもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (7) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの			
(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の通位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげ	
できない程度になったもの (4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
(5) 「RWの露山側に手のひらの人ささの醜いあこを残りもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの		(4) F肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃し たもの	第14級	(5) 下版の露出間に手のひらの人ぎさの醜いあこを残りもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸するこ	4 %
		(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃し	

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近 い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表4 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等 (注)を装着した場合に限ります。
- 3. 前骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。 (注) ギプス、ギプスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをい います。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」 および「肋骨・胸骨」については、別表3・注2の図に示すところによります。

別表 5 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合	(%)
7日まで	10	
15 日まで	15	
1 か月まで	25	
2か月まで	35	
3か月まで	45	
4か月まで	55	
5か月まで	65	
6か月まで	70	
7か月まで	75	
8か月まで	80	
9か月まで	85	
10 か月まで	90	
11 か月まで	95	
1年まで	100	

別表6 保険金請求書類

人。					
保険金種類提出書類	死亡	後遺 障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	0	0	0	0	0
2. 保険証券	0	0	0	0	0
3. 当会社の定める傷害状況報告書	0	0	0	0	0
4. 公の機関(やむを得ない場合には、 第三者)の事故証明書	0	0	0	0	0
5. 死亡診断書または死体検案書	0				
6.後遺障害もしくは傷害の程度または 手術の内容を証明する被保険者以外の 医師の診断書		0	0	0	0
7. 入院日数または通院日数を記載した 病院または診療所の証明書類			0		0
8. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取 人を定めなかった場合は、被保険者の 法定相続人)の印鑑証明書	0				
9. 被保険者の印鑑証明書		0	0	0	0
10. 被保険者の戸籍謄本	0				
11. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金 受取人を定めなかった場合)	0				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	0	0	0	0	0
13. その他当会社が第28条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	0	0	0	0	0

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

国内旅行傷害保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に 帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(注)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。
- (注) 日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。
- (3)(1)および(2)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。
 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前 0 時に始まり、末日の午後 12 時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1) の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関が第三者による不法な支配を受けたことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、保険責任の終期は延長されるものとします。
- (4)(1) または(3)の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険料領収前に生じた事故
- ② 被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故

第4条 (普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第11条(保険責任の始期および終期)、第13条 (職業または職務の変更に関する通知義務) および第22条(保険料の返還または請求 一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2) の規定は適用しません。

第5条(普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第5条 (死亡保険金の支払)(1)、第6条(後遺障害保険金の支払)(1) お 3 び(5)、第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(1) および(4)、第 3 ≪(通院保険金の支払)(1)、第9条(死亡の推定)、第10条(他の身体の障害または疾病の影響)、第26条(事故の通知)(1)ならびに第27条(保険金の請求)(1)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この情報
- ② 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)①ならびに第27条(1)④ および⑤の規定中「第2条の傷害」とあるのは「この特約第2条の傷害」
- ③ 第12条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による傷害を被る前に」
- ④ 第25条(保険料の返還-解除の場合)(2)、(4)および(5)までの規定中「既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料」とあるのは「既経過期間に対応する保険料」
- 第6条(後遺障害保険金の支払条件変更特約(後遺障害保険金支払区分表型)が付帯され た場合の取扱い)

2014約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の支払条件変更特約(後遺障害保険金支払区分表型)が付帯された場合には、後遺障害保険金の支払条件変更特約(後遺障害保険金支払区分表型)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」と読み替えて適用します。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款の規定を準用します。

個人賠償責任特約(国内旅行傷害保険用)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について、法律 上の損害賠償責任を負担する原因となった偶然な事故をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の 額または共済金の額をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の 保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が、旅行行程中に日本国内において生じた事故により、他人の 身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担すること によって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に 従い保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) のほか、国内旅行特約第2条(保険金を支払う場合)(2) に規定 する場合において、被保険者が、日本国外において旅行行程中に生じた事故により、 他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担すること によって被った損害に対しても、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支 払いません。
 - 保険契約者 (注1)または被保険者の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動 (注2)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ いて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行す るその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著 しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3)使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

- 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって 被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害 賠償責任
- 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- 4 被保険者と同居する親族(注1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害 賠償責任
- 被保険者の使用人(注2)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の 障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、そ の約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正 当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、ホテル、旅館等の宿 泊施設の客室(注3)に与えた損害を除きます。
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶(注4)・車両(注5)、銃器(注6)の所有、使用または管理に 起因する損害賠償責任
- (注1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
- (注2)被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- (注3) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルーム キーを含みます。
- (注4) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注5) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除

きます。

(注6) 空気銃を除きます。

第5条 (保険金を支払う損害の範囲)

- 当会社が第2条(保険金を支払う場合)により保険金を支払う対象となる損害は、次 のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって被る損害に限ります。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき法律上の損害賠償責任の額
- 第7条(事故の発生)(1)②に規定する損害の発生または拡大の防止のために 必要または有益であった費用 (注)
- 第7条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要し た費用 (注)
- 事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要ま たは有益な手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明した ときは、その手段を講じたことによって要した費用(注)のうち、応急手当、護送、 診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の 書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第8条(当会社による解決)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力 するために被保険者が支出した費用(注)
- 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を 得て支出した費用(注)
- 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出 した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用(注)またはそ の他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (注)

(注)収入の喪失を含みません。 第6条(保険金の支払額)

- 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。 前条①の損害賠償責任の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その 超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用 は、同条①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損 害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発 生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面 による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。 ア. 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
 - イ.ア.の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全ま たは行使に必要な手続をすること。
 - 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全 部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その 他緊急措置を行う場合を除きます。
 - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当 会社に通知すること。
 - 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知するこ ٤.
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求め た場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力するこ
 - (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 - (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事 実を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、そ れぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - (1) ①および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が 被った損害の額
 - (1) ②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認
 - められる損害の額 (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償(注)を請求することによっ
 - て取得することができたと認められる額 (1) ④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条 (当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者 からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、 当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- 第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額 を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差 し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある 場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法 律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生 し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金 請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければ なりません。
 - 当会社の定める事故状況報告書
 - 示談書その他これに代わるべき書類

3 損害を証明する書類

保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)

その他当会社が次条に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類ま たは証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受ける べき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書 類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理 人として保険金を請求することができます。

被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

- ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情 がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内
- (注) 普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限り ます。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険 金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支 払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険 金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出ま たは当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求 めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場 合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い ます。
 - 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合 (1)
 - 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合 提出書類(注)または証拠を偽造しまたは変造した場合
 - (注)(2)、(3) または(5) の書類をいいます。

第11条 (保険金の支払時期)

- 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支
- の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われ ない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関 係、治療の経過および内容
- 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める 解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者 が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容
- (注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による 手続を完了した日をいいます。

第12条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取 特権を有します。
- (注) 第5条(保険金を支払う損害の範囲) ②から⑦までの費用に対する保険金請求権 を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被 保険者に支払う場合(注1)
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指 図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求 権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権 者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保 険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から 被保険者に支払う場合(注2)
- (注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできませ ん。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差
 - (注)第5条(保険金を支払う損害の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権 を除きます。

第 13 条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合に おいて、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権(注)は当会 社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。 ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引 いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険 者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済される ものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1) および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠お よび書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負 担とします。

第14条 (重大事由解除に関する特則)

- (1) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することがで きます。
 - ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を (2) していると認められること。

③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

- 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、また はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら れること。
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みま す。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)(1) または普通保険約款第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規 定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同第21条(保険契約 解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同第19条(1) ③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対して は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ってい たときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (3) (2) の規定は、次の損害については適用しません。 ① (1) ①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - (1) ①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責 任の額の損害

第15条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)、第 4条(保険金を支払わない場合-その2)、第9条(死亡の推定)、第13条(職業また は職務の変更に関する通知義務)、第19条(重大事由による保険契約の解除)(2)、第 23条 (保険料の返還-無効または失効の場合)(2) ただし書、第26条 (事故の通知)、 第27条 (保険金の請求)、第29条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) および第31条(代位)の規定は適用しません。

第16条(普通保険約款の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。 ① 第1条(用語の定義)「危険」の規定中、「傷害」とあるのは「損害」

 - 第12条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故に よって傷害を被る前に」とあるのは「事故による損害の発生前に」
 - ③ 第12条(4)の規定中「傷害」とあるのは「事故による損害」
 - 第 19条(重大事由による保険契約の解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは 「損害」
 - 第19条(3)の規定中「傷害」とあるのは「事故による損害」
 - 第28条(保険金の支払時期)(2)から(4)までの規定中「(1)」とあるのは 「この特約第11条 (保険金の支払時期)」
 - 第28条(2) ④および⑤の規定中「①から④までの事項」とあるのは「①から ⑤までの事項」
 - 第30条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)に定める時」とある のは「この特約第10条(保険金の請求)(1)に定める時」

(2) この特約については、国内旅行特約第3条(保険責任の始期および終期)(4)の 規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款および国内旅行特約の規定を準用します。

賠償事故解決特約(国内旅行傷害保険用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
個人賠償責任 特約	個人賠償責任特約(国内旅行傷害保険用)をいいます。
賠償事故	個人賠償責任特約(国内旅行傷害保険用)第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する他人の身体の障害または他人の財物の損壊をいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

第2条(当会社による援助)

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険 者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して 支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手 続について協力または援助を行います。

第3条 (当会社による解決)

- (1)被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害 賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当 会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用によ り、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟 の手続(注)を行います。
 - (注) 弁護士の選任を含みます。
- (2)(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協 力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険 金額を明らかに超える場合
 - 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - 個人賠償責任特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保 険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任特約の免責金額を下回 るとき。

第4条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損 害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社 に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定 める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約 款、個人賠償責任特約、国内旅行特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払う べき保険金の額(注)を限度とします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額につい て、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和 解もしくは調停が成立した場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額につい て、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険 者に対して書面で承諾した場合
 - 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに 該当する事由があった場合
 - ア.被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、そ の全額を差し引いた額とします。
- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠 償請求権者に対し て負担する法律上 の損害賠償責任の額

次の①または②のうち、いずれか高い額

被保険者が損害賠償請求権者に対し = 損害賠償額 て既に支払った損害賠償金の額

- 保険証券記載の免責金額
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合 は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5)(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額

- の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者 の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6)(2)①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険 者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険証券記載の保険金額を超える と認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使すること はできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、そ の全額を含みます。
- (7)次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社 は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につ き、当会社が普通保険約款、国内旅行特約、個人賠償責任特約およびこの特約の規定 に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行 う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができ ないと認められるとき。
 - ② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者と の間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、そ の全額を差し引いた額とします。 第5条(損害賠償額の請求)

- (1) 当会社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担 する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判 決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時か ら発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書 類のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - 損害賠償額の請求書
 - (Ž) 当会社の定める事故状況報告書
 - (<u>3</u>) 示談書その他これに代わるべき書類
- 損害を証明する書類
- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償 額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のい ずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得 たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない 事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親
 - ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償 額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親 等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限り ます。
- (4)(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、 当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、 当会社は、損害賠償額を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求め ることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、 必要な協力をしなければなりません。
- (6)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、 (3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証 拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の 額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第6条 (損害賠償額の支払時期)

- (1) 損害賠償請求権者が第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠 償額の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30 日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠 償請求権者に対して損害賠償額を支払います。
 - 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故 発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
 - 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が 支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損 害との関係
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める 解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償 請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無およ び内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
 - (注) 損害賠償請求権者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をい
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、 (1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1) からその日を含めて次に

掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合におい て、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権 者に対して通知するものとします。

-) (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門 機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
- (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療 機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 \Box
- 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における 4 (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段が ない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 損害賠償請求権者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日を いいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を 含みます。
- (3)(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な 理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確 認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。 (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条 (損害賠償請求権の行使期限)

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該 当する場合には、これを行使することができません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額につい て、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和 解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した 場合
- 2 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場 合

第8条 (個人賠償責任特約の適用除外)

この特約については、個人賠償責任特約第5条(支払保険金の範囲)⑤および同第8 条(当会社による解決)の規定は適用しません。

第9条 (読み替え規定-個人賠償責任特約)

この特約については、個人賠償責任特約第6条(保険金の支払額)②の規定中「②か ら⑦までの」とあるのは「②から④までと⑥および⑦の」に読み替えて適用します。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、国内旅行 特約および個人賠償責任特約の規定を準用します。

携行品特約(国内旅行傷害保険用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
事故	偶然な事故をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金ま たは共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券 および旅行券をいいます。 (注)いずれも定期券は除きます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の 保険契約または共済契約をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において生じた事故によって保険の対 象について被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定 に従い保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) のほか、国内旅行特約第2条(保険金を支払う場合)(2) に規定 する場合において、日本国外において旅行行程中に生じた事故によって保険の対象に ついて被った損害に対しても、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支

払いません。

- 保険契約者(注1) または被保険者の故意または重大な過失
- 保険金を受け取るべき者 (注2) の故意または重大な過失
- (3)
-) 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア.法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法 (昭和 35年法律第 105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1
- 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができな いおそれがある状態で自動車等を運転している間
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(注4)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ いて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災 消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって 保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除 きます。
- 保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由 またはねずみ食い、虫食い等
- 保険の対象の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険 の対象の機能に支障をきたさない損害
- 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた 損害については保険金を支払います。
- 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。 ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行す るその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の 業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著
 - しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5)使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。 第4条(保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に限り ます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物(注1)
 - 預金証書または貯金証書(注2)、クレジットカードその他これらに準ずる物
 - 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
 - 船舶 (注3)、自動車等およびこれらの付属品
 - 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のた めの用具
 - 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - Ō 動物および植物
 - (8) その他下欄記載の物
 - (注1)乗車券等および通貨等を除きます。
 - (注2) 通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注3) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態 に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格落損 (注)は損害額に含めません。 (注)価値の下落をいいます。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じ たときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)およ び(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4) 第7条 (損害の発生) (3) の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合 は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損 害額とします。
- (5)(1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6)(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合において は、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用 および保険契約者または被保険者が負担した第7条(損害の発生)(3)の費用の合 計額を損害額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当

会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等 または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるとき は、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条(支払保険金)

当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、 1 回の事故につき保険証券記 載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険金額をもって、保険期間中の支

第7条 (損害の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条(保険金を支払う場合) の損害が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人 がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日 を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面に
 - よる通知を求めたときは、これに応じなければなりません。 ③ 損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。ただし、盗 難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる 届出のいずれかを直ちに行うこと。

ア. 小切手の場合

その小切手の振出人 (注1)および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合

その運輸機関 (注2)または発行者への届出

- 他人に損害賠償の請求 (注3) をすることができる場合には、その権利の保全ま たは行使に必要な手続をすること。
- (5) 他の保険契約等の有無および内容(注4)について遅滞なく当会社に通知するこ
- と。 ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求め ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求め これた担山しまた当会社が行う損害の調査に協力するこ 6
- (注1)被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

- (注3) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注4) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事 実を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、そ れぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - (1)①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認 められる損害の額
- (1) ②、③、⑤および⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被っ た損害の額
- (1) ④の規定に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることが できたと認められる額
- (3) 当会社は、次に掲げる費用を支払います。
 - (1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であっ た費用
- (1) ④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第8条(被害物の調査)

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査 と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力し なかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を控除して保険金 を支払います。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超 えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2)(1)の損害額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのう ち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した 場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第11条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有す る所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当 会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回 収された場合は、第7条(損害の発生)(3)①の費用を除き、その回収物について 盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合 は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもそ

の払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、支 払った保険金の額の保険価額(注1)に対する割合によって、その盗取された保険の 対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、被保険者 は、支払を受けた保険金に相当する額(注2)を当会社に支払って、その保険の対象 の所有権その他の物権を取得することができます。

(注1) 保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。

- (注2) 第7条 (損害の発生) (3) ①の費用に対する保険金に相当する額を差し引い た残額とします。
- (5)(2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収される までの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求すること ができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条(損害 額の決定)の規定によって決定します。

第12条 (保険金の請求)

- (1)当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金 請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければ なりません。

当会社の定める事故状況報告書

警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の 場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。

保険の対象の損害の程度を証明する書類

- 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注)
- その他当会社が次条に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類ま たは証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受ける べき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書 類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理 人として保険金を請求することができます。

被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

- ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情 がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内 の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限り
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険 金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支 払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険 金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出ま たは当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求 めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場 合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い ます。
 - 1 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - 2 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合
 - 3 提出書類(注)または証拠を偽造しまたは変造した場合
 - (注)(2)、(3) または(5) の書類をいいます。

第13条 (保険金の支払時期)

- 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を 支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生 の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われ
 - ない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故 と損害との関係
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める 解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者 が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容 等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいま す。 (注2) 保険価額を含みます。

第14条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した 場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会 社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
- ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引 いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、 当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1) および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠お よび書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負 担とします。

第15条(重大事由解除に関する特則)

- (1) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することがで きます。
 - ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を していると認められること。
 - 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、また はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら れること。
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みま す。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)(1)または普通保険約款第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規 定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同第21条(保険契約 解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同第19条(1) ③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対して は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ってい
- たときは、当会社は、その返還を請求することができます。 (3)(2)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害 については適用しません。

第16条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)、第 4条 (保険金を支払わない場合-その2)、第19条 (重大事由による保険契約の解除) (2)、第23条 (保険料の返還-無効または失効の場合)(2) ただし書、第26条 (事 故の通知)、第27条(保険金の請求) および第31条(代位) の規定は適用しません。 第17条(普通保険約款および国内旅行特約の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- 第1条 (用語の定義)「危険」の規定中、「傷害」とあるのは「損害」 第12条 (告知義務) (3) ③の規定中「第2条 (保険金を支払う場合)の事故に よって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条 (保険金を支払う場合)の事 故による損害が発生する前に」
- 第12条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「損害の発生した後」
- 第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは 「損害」
- 第19条(3)の規定中「傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う 場合)の事故による損害」
- 第 28 条 (保険金の支払時期) (2) から (4) までの規定中「(1)」とあるのは 「この特約第13条 (保険金の支払時期)」
- 第28条(2) ④および⑤の規定中「①から④までの事項」とあるのは「①から ⑤までの事項」
- 第30条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)に定める時」とある のは「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」
- (2) この特約については、国内旅行特約第3条(保険責任の始期および終期)(4)の 規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款および国内旅行特約の規定を準用します。

救援者費用等補償特約(国内旅行傷害保険用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地 へ赴く被保険者の親族(注2)をいいます。 (注1)捜索、救助または移送をいいます。 (注2)これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。

支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金ま たは共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の 保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者 または被保険者の親族が負担した費用を、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。
 - ① 旅行行程中に被った国内旅行特約第2条 (保険金を支払う場合)の傷害を直接の 原因として次のいずれかに該当した場合
 - ア. 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した
 - イ. 継続して14日以上入院(注1)した場合
 - 旅行行程中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合 または遭難した場合
 - 被保険者が旅行行程中でかつ山岳登はん(注2)中に遭難した場合
 - 旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない 場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関に より確認された場合
 - (注1) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中 とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限 ります。
 - (注2) ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用する山岳登はん、 ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。
- (2)(1)③の山岳登はん(注)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被 保険者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったとき は、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるものの いずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものと みなします。
 - ① 警察その他の公的機関
 - サルベージ会社または航空会社
 - 遭難救助隊
 - (注) ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用する山岳登はん、 ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。

第3条(費用の範囲)

前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

搜索救助費用

遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に 従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。ただし、被保険者が山 岳登はんの行程中に遭難したことによって支払った費用は含みません。

② 交通費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援 者2名分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被保険者の生死 が判明した後または被保険者の緊急な捜索 (注1)もしくは救助活動が終了した後 に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊施設の客室料 をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき 14日分を限度とします。た だし、前条(1)④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者 の緊急な捜索 (注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる 費用は除きます。

移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要 した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険 者の住所もしくは病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注2)をい います。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負 担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

諸雑費

救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険 者の遺体処理費(注3)等をいい、3万円を限度とします。

- (注1)捜索、救助または移送をいいます。
- (注2) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を 含みます。
- (注3) 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいいま す。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がな い費用は含みません。

第4条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合) (1) のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いま せん。
 - 保険契約者 (注1)または被保険者の故意または重大な過失

- 救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者 が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはそ の者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格 (注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができな いおそれがある状態で自動車等を運転している間
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医 療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるもの である場合には、保険金を支払います。 被保険者に対する刑の執行
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(注3)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ いて生じた事故
- ③ ①以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行す るその他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著 しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4)使用済燃料を含みます。
- (注5)原子核分裂生成物を含みます。 (2)当会社は、次に該当する間に生じた事故によって第2条(保険金を支払う場合) (1) のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険 金を支払いません。
 - ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自 動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方 法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、 道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、 保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車 等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を 使用している間
- (3) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合で あっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険 金を支払う場合)(1)①の入院をしたことにより発生した費用対しては、その症状 の原因がいかなるときでも、救援者費用等保険金を支払いません。

(注)いわゆる「むちうち症」をいいます。 第5条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事 故によって第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことにより発生 した費用に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保 険料を支払っていない場合は、救援者費用等保険金を支払いません。

第6条 (保険金の支払額)

当会社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保 険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注)についてのみ救援 者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取る べき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を 受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条(当会社の責任限度額)

当会社が支払うべき救援者費用等保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限 度とします。

第8条 (事故の通知)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当した場合は、保 険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、同条(1)のい ずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知 しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、 これに応じなければなりません。
 - 第2条(1)①の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
 - 第2条(1)②から④までのいずれかの場合は、行方不明もしくは遭難または事 故発生の状況
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取

るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通 知しなければなりません。

- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実 を含みます。
- (3) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、(1) およ び(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合に は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりま せん。
- (4) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が正当な理由が なく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当 会社が被った損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条(費用 の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を救援者費用等保険金と して支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額

他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合 計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が、 第3条(費用の範囲)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができる ものとします。
- (2) 被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が救援者費用等保険金の支払 を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求 めるものを提出しなければなりません。
 - 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことを証
 - 救援者費用等保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)①から⑤まで に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明す る書類
 - 3 救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明
 - 書(注)
 その他当会社が次条に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類ま
 その他当会社が次条に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類ま たは証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの (注) 救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受ける べき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書 類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理 人として保険金を請求することができます。
 - 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情 がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内 の親族
 - (注) 普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限り ます。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険 金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支 払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険 金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出ま たは当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求 めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場 合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い ます。
 - 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合 1
 - 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合
 - 提出書類(注)または証拠を偽造しまたは変造した場合
 - (注)(2)、(3) または(5) の書類をいいます。

第11条(保険金の支払時期)

当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支 払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生 の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われ ない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故と費用との関 係、治療の経過および内容
- 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める 解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者 が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容 等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による 手続を完了した日をいいます。

第 12 条 (代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までの費用が生じたことにより保険 契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得 した場合において、当会社がその費用に対して救援者費用等保険金を支払ったときは、 その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

当会社が費用の額の全額を救援者費用等保険金として支払った場合 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額

①以外の場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が 支払われていない費用の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険 者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済される ものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および救援者費用等保険金を受け取るべき者は、当会社が取 得する(1) および(2) の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要 とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、 当会社の負担とします。

第13条 (重大事由解除に関する特則)

(1) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することがで きます。

反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を していると認められること。

反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

- 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、また はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら れること。
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みま す。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)(1) または普通保険約款第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規 定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、同第21条(保険契約 解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同第19条(1) ③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による費用に対して は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ってい たときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3)(2)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた費用 については適用しません。

第14条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)、第 4条 (保険金を支払わない場合-その2)、第19条 (重大事由による保険契約の解除) (2)、第23条 (保険料の返還-無効または失効の場合)(2)ただし書、第26条 (事 故の通知)、第27条(保険金の請求)および第31条(代位)の規定は適用しません。

第15条(普通保険約款および国内旅行特約の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

第1条(用語の定義)「危険」の規定中、「傷害」とあるのは「費用」

- 第12条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故に よって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1) のいずれかに該当する前に」
- 第12条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条(保 険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当した後」
- 第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは 「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことにより 発生した費用」
- 第19条(3)の規定中「傷害(注1)の発生した後」とあるのは「この特約第 2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかの事由(注1)に該当した後」、「発 生した傷害(注1)」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の いずれかの事由(注1)に該当したことにより発生した費用」、「その被保険者に生 じた傷害」とあるのは「その被保険者が該当したこの特約第2条(保険金を支払う 場合)(1)のいずれかの事由」
- 第28条(保険金の支払時期)(2)から(4)までの規定中「(1)」とあるのは 「この特約第11条(保険金の支払時期)」
- 第28条(2)④および⑤の規定中「①から④までの事項」とあるのは「①から ⑤までの事項」
- 第30条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)に定める時」とある のは「この特約第10条(保険金の請求)(1)に定める時」
- (2) この特約については、国内旅行特約第3条(保険責任の始期および終期)(4)の

規定中「事故による傷害」とあるのは「費用」、(4) ①および②の規定中「生じた事 故」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいず れかに該当したことにより発生した費用」と読み替えて適用します。

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款および国内旅行特約の規定を準用します。

遭難捜索費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の 額または共済金の額をいいます。
捜索者	遭難した被保険者の捜索(注)に従事した者をいいます。 (注)捜索、救助または移送をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の 保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内において山岳登はん (注)の行程中に遭難したこと によって支出した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金として支 払います。
- (注) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。
 (2) (1) の「費用」とは、捜索(注1)に要した費用のうち、捜索者からの請求に基
- づき被保険者が捜索者に対して支払った費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、 保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注2)をいいます。 (注1) 捜索、救助または移送をいいます。
- (注2) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第3条(遭難の発生)

当会社は、被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日の 翌日午前0時以降 48 時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保 険者の親族が次に掲げるもののいずれかに対し、被保険者の捜索を依頼したことをもっ て、遭難が発生したものとみなします。

警察、消防団その他の公的機関

- 被保険者の所属する山岳会またはその他の山岳会
- 有料遭難救助隊

第4条(被保険者が死亡した場合の保険金受取人)

当会社は、被保険者が死亡して発見された場合または第2条(保険金を支払う場合) の費用を捜索者に対して支払う前に死亡した場合は、被保険者の法定相続人のうち、そ の費用を負担した者に対し保険金を支払います。被保険者に法定相続人のない場合には、 その者に代わって費用を負担した者に対し保険金を支払います。

第5条(当会社の責任限度額)

当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度としま す。

第6条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、費用が発生した時から発生し、これを行使するこ とができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金 請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければ なりません。
 - 遭難が発生したことおよび捜索活動が行われたことを証明する書類 1
 - 捜索費用(注1)の支出明細書およびその支出を証明する書類
 - 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - その他当会社が次条に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類ま
 - たは証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの (注1)第2条(保険金を支払う場合)(2)に規定する捜索に要した費用をいいます。 (注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受ける べき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書 類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理 人として保険金を請求することができます。
 - 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情 がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内 の親族
- (注) 普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限り ます。

- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出また出当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 提出書類(注)または証拠を偽造しまたは変造した場合
 - (注)(2)、(3)または(5)の書類をいいます。

第7条 (保険金の支払時期)

- 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生
 - の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から⑥までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による 手続を完了した日をいいます。

手続を完了した日をいいます。 第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第2条 (保険金を支払う場合)の費用の額を超えるときは、当会社は、次の額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条(代位)

- (1)第2条(保険金を支払う場合)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
 - 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ①以外の場合
 - 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が 支払われていない費用の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第10条(重大事由解除に関する特則)

- (1) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
 - ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を していると認められること。
 - ③ 反社会的勢力 (注)を不当に利用していると認められること
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) (1) または普通保険約款第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、同第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同第19条(1)

- ③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3)(2)の規定は、(1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた費用 については適用しません。

第11条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第19条(重大事由による保険契約の解除)(2)の規定は適用しません。

第12条(準用規定等)

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保 険約款の規定を準用します。
- (2) この特約が国内旅行傷害保険特約に付帯されている場合には、第2条(保険金を支払う場合)(1) の規定中「この特約および普通保険約款」とあるのは「この特約、国内旅行傷害保険特約(第12条(準用規定等)(2)において「国内旅行特約」といいます。)および普通保険約款」と、(1) の規定中「普通保険約款」とあるのは「国内旅行特約および普通保険約款」と読み替えるものとします。

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

天災危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

- 当会社は、この特約により、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)⑩および⑫の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。
 - ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた 事故

第2条(保険金支払時期に関する特則)

この特約を付帯した契約について、普通保険約款第28条(保険金の支払時期)(1)の確認をするために、下欄に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当会社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日(注)からその日を含めて下欄に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知をするものとします。

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 365 日

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第27条(保険金の請求) (2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約特約

当会社は、この特約により、被保険者が保険証券記載の旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間を、国内旅行傷害保険特約第1条(用語の定義)の旅行行程とみなします。

運動危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害に対しても、保険金を支払います。

包括契約特約(毎月報告・毎月精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出し た確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第3条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した 帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じ なければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会 社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故 意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被っ た傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に 基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかった ものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

- (3)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2) の規定は、当会社が、(1) の規定による通知に保険契約者の故意または重大 な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2) の規定により保険金を 削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで 1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込期日に払い込まれるべき確定保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 確定保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約が解除できるときは、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款の規定を準用します。

包括契約特約(毎月報告・一括精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1) の規定による通知に基づき当会社が算出し た確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第3条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した

帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故 意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被っ た傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に

基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかった ものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

- (3)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4)(2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条(確定保険料)

- (1)保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の中途で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2) の追加暫定保険料を当会社の請求後遅滞なく払い込まなかった 場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を 解除することができます。
- (4) 追加暫定保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約が解除できるときは、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款の規定を準用します。

包括契約特約(一括報告・一括精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出し た確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第3条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した 帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じ なければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会
- 社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。 (2)(1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

脱漏の生じた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額 脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

- (3)(1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合にはこの規定は適用しません。
- (4)(2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大 な過失による脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支 払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経

過した場合または脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条(確定保険料)

保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款の規定を準用します。

クレジットカード払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
ク レ ジット カード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約 の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に 支払う保険料をいいます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用的認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

第3条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

- (1)保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - (注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定を適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1)前条(2)①のこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について、保険契約者に請求できないものとします。
- (2)保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、 (1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2) の保険料の支払を怠った場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款およびごれに付帯された他の特約の規定により保険料を返還する場合には、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

通信販売特約(国内旅行傷害保険用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通知書	次の事項を記載した当会社所定の書面をいいます。 ① 保険料およびその払込期限 ② 払込機関その他保険料の払込みに関する事項 ③ 申込書の返送期限(注) (注) 第2条 (保険契約の申込み) ②による保険契約の申込みの場合に記載します。

申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条(保険契約の申込み)

当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができるものとします。

- (1) 保険失利の中込びを行うととができるものとしよす。(1) 申込書に所定の事項を記載し、当会社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対して、保険契約の申込みの意思を表示し、当会社所定の事項を連絡すること。

第3条(通知書等の送付および申込書の返送)

- (1)前条の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は、保険契約 引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、次に掲げる書類を保険契 約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者 にその旨通知するものとします。
 - ① 前条①による場合は、通知書
 - ② 前条②による場合は、通知書および申込書
- (2) 保険契約者が(1) ②の申込書の送付を受けた場合には、保険契約者は、申込書に 所定の事項を記載し、通知書記載の返送期限までに当会社へ返送するものとします。
- (3)保険契約者により(2)の申込書が引受審査結果通知書の返送期限までに当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1)の申込みがなかったものとして取り扱います。
- (4) (1) の規定にかかわらず、前条①による保険契約の引受けを行う場合で、保険料、保険料の払込期限、保険料の払込方法等について、保険契約者から受領した申込書等の書面により確認できる場合には、当会社は通知書の送付を省略することができるものとします。

第4条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、前条(1) の通知書または同条(4) の書面に従い、保険料を払い 込まなければなりません。
- (2) 保険料の払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第5条(保険料不払による保険契約の解除)

当会社は、前条(2)の払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

企業等の傷害保険金受取特約

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)から第8条(通院保険金の支払)までおよび第32条(死亡保険金受取人の変更)(9)の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金追加支払特約が付帯されているときは、当会社は、同特約および普通保険約款第32条(死亡保険金受取人の変更)(9)の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

企業等の災害補償規定等特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、 遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款またはその普通保険約款に 付帯された他の特約をいいます。

第2条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。
- (2)(1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定にしたがいます。ただし、次に掲げる金額(注)を限度とします。
 - ① 保険金の請求書類が次条①の場合
 - 遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
 - 受給者が保険契約者から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
 - 保険契約者が受給者へ支払った金銭の額
- (注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同

一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって 支払われた金額を控除した残額をいいます。

- (3)(1) および(2) の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない
- 場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。 (4)(3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等にしたがい ます。ただし、遺族補償額(注)を限度とします。
 - (注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同 一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって 支払われた金額を控除した残額をいいます。

第3条 (保険金の請求)

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類 の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類 (3)

第4条 (保険料の返還)

第2条(死亡保険金の支払)(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより死 亡保険金の支払額を減額する場合には、保険料のうち、その減額分に対応する保険料を 保険契約者に返還します。

共同保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険 証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、 保険契約上の権利を有し、義務を負います。 第3条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険 会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- 保険料の収納および受領または返戻
- 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の 承認または通知の受領
- 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保 険金請求権等の上の質権設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および その設定、譲渡もしくは消滅の承認
- 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対 する裏書等
- 保険の対象その他保険契約に係る事項の調査
- 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する 書類等の受領
- 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項 (10)

第4条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての 引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為 は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

テロ危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義	1
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。	

第2条 (テロ危険の補償)

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その 1)(1) ⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - 「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似 の事変または暴動 (注4)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、 テロ行為を除きます。」
- (2) 当会社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)(1) ⑨以外 の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、(1)と同じ規定がある場合に

は、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

保険料払込猶予特約

第1条 (保険料の払込猶予)

当会社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当会社がその 申出を承認した場合には、この特約に従い、保険料の払込みを保険期間の初日から保険 期間の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までの期間(注)猶予します。

(注)以下「猶予期間」といいます。 第2条(保険料領収前の当会社の支払責任に関する取扱い)

当会社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に対しては、普通保険約 款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前の当会社の支払責任に関する 規定を適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険責任期間延長特約

第1条(保険責任期間延長の承認)

- (1) 当会社は、保険契約者から、保険期間満了前に保険責任の延長の申出があり、か つ、当会社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、継続される保険契約(注) の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までこの保険契約の保険責任を延長し
 - (注) この保険契約の保険期間の末日または会計年度の初日以後保険契約者が保険契約 の継続の手続ができる最初の日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
- (2)(1)の承認をする場合においても、当会社は、延長した保険責任期間に対する追 加保険料の請求は行いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者のその会計年度等の事業運営のための 交付金の交付手続が終了し交付金を受領する日をいい、その会計 年度等における第1回目の交付金の受領日に限るものとします。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用しま す。

- 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等(注1) 1 であること。
- この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日(注2)から、交付金受領 日までの間であること。
- この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされて いること。
- (注1) 国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。
- (注2) 保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

第3条 (保険料の払込猶予)

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日(注)までに払い込まれた場合には、 この保険契約の保険期間が始まった時に保険料を領収したものとみなします。

(注) その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日としま す。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

「保険料払込猶予特約」、「保険責任期間延長特約」および「保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用)」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める 地方公営企業、特殊法人または公共組合(以下「公共団体等」といいます。)を保 険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。 1.保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計 年度または事業年度の初日が休日に該当する場合

2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合

「保険責任期間延長特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合(以下「公共団体等」といいます。)を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。ただし、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする継続保険契約(「保険料払込猶予特約」が適用されている契約を含みます。)が締結されている場合には、この特約は適用しません。

- 1. 保険期間の末日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
- 2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに継続保険契約の保険料の払 込みをすることができない場合

「保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等 用)」は、独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等(注)(以下「独立行政法人等」といいます。)を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

- 1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日まで の間である場合
- 2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合
- (注) 国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。